

<論説>

「個人（個体）的所有」 「再建」問題と
『経済学批判要綱』（三）

西 野 勉

〔四〕 『要綱』における資本制的取得についての二つのアプローチ=特徴づけの意義と限界

（一） 資本制的取得の特徴づけに関する「取得法則転回」論の意義と限界

前稿での『要綱』整理作業において、私は、商品・貨幣論次元での所有=「単純流通における取得法則」の論理構造とその抽象性を確認した後、それとの対比において与えられる「資本制的取得法則」あるいは「資本制的所有法則」について二つの異った測面からの規定のあることを摘出し、両者の関係・性格について若干の考察を行った¹⁾。

その一つは、いわゆる「取得法則転回」論のうちに与えられるもので、その内容は、簡単にいえばこうであった。

剰余価値の資本化がくり返されると（「第二循環の終わり」には）、論理的に出発点におかれた商品・貨幣論次元の所有法則=「単純流通における取得法則」=<自己労働にもとづく取得> \Leftrightarrow <譲渡（=等価交換）にもとづく他人の労働（の成果）取得>という法則は、資本制取得法則=<等価なしに取得した他人の労働（の成果）にもとづいて再び等価なしに他人の労働（の成果）を取得する>という法則=<不払い労働（の成果）の取得にもとづく不払い労働（の成果）の取得>という法則に転回する。だから、資本制取得法則は、<单

1) 本誌前号（第10号），拙稿「『個人（個体）的所有』『再建』問題と『経済学批判要綱』（二）」

純流通における取得法則>とは全く別物であって、<自己労働にもとづく取得>ではなく<他人の不払い労働の取得>であり、<譲渡(=等価交換)にもとづく取得>ではなく<等価なし=譲渡なしの取得>である。

これが、『要綱』が与えている、資本制的取得の特徴づけに関する一つの規定であった。

(1)さて、問題の展開に先立って、予めこの「取得法則転回」論の理論的性格についての今日の論争²⁾を念頭において、この「取得法則転回」論が内蔵している二つの点について注意を促しておきたい。

その一つは、資本制生産の論理的再構成において、単なる商品・貨幣関係の取得法則=「単純流通の取得法則」から出発しても、つまり、資本家が自己労働にもとづいて取得した商品(貨幣)を労働者に譲渡することによって労働力を商品として取得したとしても、資本による剩余価値取得を目的としたその労働力の消費→その成果である生産物の取得・価値実現→剩余価値(不払い労働の成果)の資本化をくり返すうちに、資本家が過程の出発点において労働力購買のために譲渡する商品(貨幣)は、資本家の自己労働の成果では全くなくなり<他人の不払い労働(の成果)にもとづいて取得した他人の不払い労働の成果>に他ならなくなる、そのように「転回」してしまう、ということである。ここでは、資本制的取得法則とは、「単純流通の取得法則」とは全くちがったものであって、後者は、前者をいんぺいする「形式」「仮象」にすぎないということが強調されようとしているといってよい。

これに対してもう一つのことは、しかし、この<他人の不払い労働の取得にもとづく他人の不払い労働の取得>という資本制的取得法則は、決して単純な商品・貨幣関係の取得法則=「単純流通の取得法則」を廃棄してしまうのではなく、それを自らの従属的契機あるいは、従属的一面=「表皮」として保持

2) その整理については、さしあたって中川弘「領有法則の転回一論争の一断面についての検討・試論一」(相沢与一他編『講座資本論の研究』②資本論の分析(1), 第二編, VII参照。

するということ——論理的には、それは抽象的一面として保持するということ——である。資本制的取得法則が、その侵害によって生ずるのではなく、それに矛盾することなくその「適用」として生ずるのだということは、この含意を示したものといつてよい。

「単純流通の取得法則」が資本制生産のたえざる現実的的前提をなしていることは、資本の生産過程の現実的出発点としての「貨幣の資本への転化」が、労働者の側からする労働力の販売においては勿論のこと、資本の側からの労働力の購入においても、貨幣という等価物を譲渡し、労働力を商品として手に入れるという限りにおいて単純流通の取得法則にもとづいていることを想起するだけで十分である³⁾。ただ、それは資本制生産の現実の運動の中においては、他人の不払い労働にもとづいて他人の不払い労働を取得するという資本制的取得を実現する過程のひとつの従属的な契機としての位置に転化している。あるいはそれを実現する「形式」という役割に転化しているということに他ならないのである。

「取得法則転回」論については、この二つの面を正しく把えておくことが必要であろう。

(2) このように整理した上で、ここに与えられている資本制的取得法則の特徴づけについて、資本制段階を独自的に特徴づける生産過程から資本制段階を独自的に特徴づける取得=資本制的取得の特徴をつかみ出すという観点から、その意義⁴⁾と限界を明らかにすればこういうことになろう。すでに前稿において一定の考察を行ってはいるが、より進んだ地平から考察を加えておきたい。

3) この点については、前掲拙稿7—8ページ参照。

4) この「取得法則転回」論が果している次のような意義についてはここではとりあげない。

そのひとつは、資本制的諸関係を単純流通の次元の諸関係に還元してしまう経済学的調和論者に対する批判としてもっている意義である。

もうひとつは、資本の歴史的生成を小商品生産者の節欲=自己労働の成果の蓄積から説明することによって、資本制的所有の正当性を根拠づけようとする市民経済学に対し、この「転回」論が、たとえ出発点として自己労働の成果の節欲による資本化を

① 先ず、その意義であるが、この「取得法則転回」論が明らかにしている資本制的取得の特徴は、今整理したように単純な商品・貨幣論次元の所有＝「単純流通における取得法則」(『要綱』)＝「商品生産の所有法則」(『資本論』)に対しての資本制的取得法則の独自的特徴だということである。だから、ここでは、資本制的取得法則の独自的特徴は、<自己労働にもとづく取得>⇒<譲渡(=等価交換)にもとづく他人の労働の取得>という「単純流通の取得法則」に対比して、その両面の否定(=自らの従属性的契機・従属性的一面への吸収・転化)としての<他人の不払い労働の取得にもとづく他人の不払い労働の取得>法則というところに求められているのである。この点を明確にしたことこそその意義があったといってよい。

② しかし、それについては、次のような限界が指摘されなければならない。

(a) 前稿すでに指摘したように、この特徴づけは、資本の生産過程自体の内部における資本・賃労働のあり方に視点を注いだものではなく、生産過程のくり返し＝剩余価値取得のくり返し(循還＝蓄積) 結果に視点を注いだものだという点、およびそれに関連して、それは、資本の生産過程について、価値増殖過程＝剩余価値の生産過程という一般的規定の次元を前提するだけで導き出しうる特徴づけ＝規定だという点にかかわっている。

つまりこうである。資本制生産のもとでは労働者が彼自身の労働の生産物を

前提しても、それによって取得した剩余価値の資本化のくり返しによって、その自己労働の痕跡は全くなくなり、その取得の特徴は<他人の不払い労働にもとづく他人の不払い労働の取得>に転化するという事実を対置することによって、その正当性の根拠づけが成り立たないことを明らかにしている意義である。

これとあいまって、「本源的蓄積論」が、まさに、資本の歴史的生成について、それが決して自己労働の成果の節欲による資本化＝小商品生産者の勤勉、僕約、節欲、徳義にもとづく資本家への転生というような「牧歌的」なものを基本線としたものでなかったことを明らかにすることによって、資本制的所有にかんする市民経済学的正当化に対する批判を完成させていることについては、尾崎芳治「本源的蓄積論の諸問題ー『市民主義的マルクス主義理解』批判序説ー」(基礎経済科学研究所『経済科学通信』No. 15, 1976年5月)を参照されたい。

取得しないことは、彼がその労働力の販売によって、その使用価値としての労働が資本の所有になるということの即目的結果である。資本による労働力の消費過程として行われる資本の生産過程では、労働者は、資本家の監督のもとに労働し、生産物は資本家の所有物である。このことは、資本の生産過程にそくしてみた場合の、資本制的取得の最も単純な、一般的・抽象的次元の規定といってよい。

ところで、この次元から一步進むと、資本は価値増殖＝剩余価値取得を目的としているのであるから、資本による労働力の消費過程として行われる労働＝生産過程の労働時間は、労働者の労働能力の価値部分を生産する部分＝必要労働部分＝支払い労働部分と、それを越えて資本のための剩余価値部分を生産する剩余労働部分＝不払い労働部分に分かれる。「取得法則転回」論が必要とする論理的前提・次元は、これであった。なぜならば、「取得法則転回」論というのは、資本の生産過程について、それが剩余労働＝不払い労働の搾取過程、したがって剩余価値の生産＝取得過程であるということが明らかにされれば、その剩余価値部分の資本化をくり返してみるとことによって与えられるものだからである。

この次元は、『資本論』の展開からみれば、明らかに＜絶対的剩余価値の生産＞の論理次元であった。

『要綱』において、この「取得法則転回」論が、『資本論』とちがって、まさにこの論理次元で、すなわち＜多人数の協業＞、＜分業＞、＜機械装置＞という、資本制段階を独自的に特徴づける労働＝生産様式の展開の前に、したがって『資本論』での展開としては、＜相対的剩余価値の生産＞として展開される次元の前に、それをふまえることなく展開されているのは、このことを端的に示しているものと言ってよい。

(b) このことは、資本制段階を独自的に特徴づける資本の生産過程から、資本制段階を独自的に特徴づける取得＝資本制的取得の特徴をつかみ出すという観点に立った場合、どういう限界を示すことになるか。

＜絶対的剩余価値の生産＞論次元ということは、「労働過程の技術的および

社会的条件」という意味での労働=生産様式については、与えられたものとして展開されるという次元であった。

つまり、当面の問題にそくしていえば、資本によって独自的につくり出され、資本制段階を過去のそれと比べて独自的に特徴づける直接的生産過程における生産力の内容=使用価値生産の様式としての、独自に資本制的な生産様式、協業を基本形態とし、<単純な協業→分業にもとづく協業→機械と大工業>として再構成される「社会的労働過程」としての労働過程の様式、あるいは「共同労働」「結合労働様式」とも表現される独自に資本制的な生産様式、それが捨象された次元に他ならない。

このことは、また「資本のもとへの労働の包摂」、従って資本・賃労働関係が「形式的」な内容規定しかなされていない次元でもあった。

したがって、「取得法則転回」論が、まさに『要綱』におけるその生誕においてその性格を明示しているように、<絶対的剩余価値の生産>次元から直ちに帰結されうる性格のものであるとすれば、そこに与えられている資本制取得の特徴もまた、この資本制段階を独自的に特徴づける、独自に資本制的な生産様式、および、それを物質的条件とする「資本のもとへの労働の実質的包摂」を、即時的には含んでいない、従って、それを積極的に現わしえないものだとということになるであろう。

『直接的生産過程の諸結果』におけるマルクスの次の指摘を、ここで想起しておくべきである。

資本の生産過程では、「労働過程は、価値増殖過程の、資本の自己増殖——剩余価値の生産——の過程の、手段になる。労働過程は資本のもとに包摂されて（それは資本自身の過程である）、資本家は、指揮者、管理者として、この過程にはいる。それは、資本家にとっては、同時に他人の労働の直接的搾取過程でもある。私はこれを、資本のもとへの労働の形態的包摂と呼ぶ。それは、すべての資本主義的生産過程の一般的な形態である。しかし、それは、同時に、発展した独自に資本主義的な生産様式と並ぶ一つの特殊な形態でもある。なぜなら、この独自に資本主義的な生産様式は、かの一般的な形態を含んでいるが、

後者は、必ずしも前者を含んではいないからである。」（カール・マルクス『直接的生産過程の諸結果』大月書店、国民文庫29、79—80ページ）

「独自に資本制的な生産様式」したがって、それを物質的条件として確立する「資本のもとへの労働の実質的包摶」は、「かの一般的形態」、つまり生産様式を与えたものとした上に展開される、剩余価値生産一般としての資本の生産過程の内容、したがって「資本のもとへの労働の形態的包摶」を「含んではいるが」、「後者は必ずしも前者を含んでいない」のである。

「取得法則転回」論が与える資本制取得の特徴づけは、ここにいう「後者」から即ち的に帰結しうるものであって、それは、「前者」つまり「独自に資本制な生産様式」およびそれを物質的条件として確立する「資本のもとへの労働の実質的包摶」を必ずしも含んでいないのである。その特徴づけの一面性、限界は、ここにあるといってよいのである。

(二) 資本制的取得の特徴づけに関する発展した資本の生産過程における「資本と賃労働のあり方」を「取得過程」として把える特徴づけ＝「資本制的取得様式」の特徴づけの意義

「取得法則転回」論が与えている資本制的取得の特徴づけが、以上のような意義と限界を有するものであるのに対し、『要綱』において、それを補っているものが、前稿で摘出した資本制的取得に関するもう一つの特徴づけ、あるいはアプローチであった。

「取得法則転回」論が、資本の生産過程それ自体の内部よりもその結果、つまり剩余価値生産＝取得の累積結果に視点を注ぎ、またそれと関連して、一言でいえば＜絶対的剩余価値の生産＞論次元から直接に導き出されたものであるのに対し、それを補う資本制取得に関するもう一つの特徴づけは、資本の生産過程それ自体の内部の「資本と賃労働のあり方」に注目し、また、それと関連して資本の生産過程についての「より進んだ説明」つまり一言でいえば＜相対的剩余価値の生産＞論次元に立って、そこでの「資本・賃労働のあり方」を「取得過程」として把えようとしたものであった。

(1) その内容の重要な点は、『資本論』の地平から次のように整理しなおしてみることが出来る。

資本の生産過程では、生産物が資本により取得されることは、労働力商品化の即目的結果であり、ここからまた剩余労働が剩余価値として措定されるということが必然的に出てくる。しかし、資本制的取得の独自的特徴を把握しようとするならば、さらに次のことが注視されなければならない。

それは、資本の生産過程の「より進んだ説明」の段=『要綱』においては<固定資本>論・『資本論』においては<相対的剩余価値の生産>論において明らかになることであるが、第一に、発展した資本の生産過程のもとでは、労働は「個々バラバラの作業でなく」多人数の協業と分業による「共同労働」「結合労働」として「一つの総体性」=「結合体」においてのみ機能しうるようになっている。それは、機械という労働手段を物的条件として完成される。『資本論』の表現でいえば、「多数の分散している相互に独立な個別の労働過程」の「一つの結合された社会的労働過程」への転化が機械制大工業において完成されるということであり、「機械は、……いくつかの例外をのぞいては、直接に社会化された労働すなわち共同的な労働によってのみ機能する。だから、労働過程の協業的性格は、今では、労働手段そのものの性質によって命ぜられた技術的必然となる」(大月版、マルエン全集23a、503ページ)ということである。(つまり、独自に資本制的な生産様式が機械制大工業によって完成されることである。)

第二に、しかし、このことは即目的には、この「共同労働」「結合労働」を組織する資本の力の完成にすぎない。機械という労働手段のもとで労働が「一つの総体性」=「結合体」としてのみ機能しうるようになることが「技術的に必然となる」ということは、即目的には、資本による多人数の労働の結合・包摂が「技術的必然」という物質的条件を護得するということを意味するにすぎない。

労働者にとって、この「結合労働」「共同労働」の「精神的統一」は、その「外部」にあり、したがって、この「結合労働」「共同労働」に対する彼ら

の「関係行為」は、「他人のもの (ein fremde)」としてのそれにすぎない。「結合労働」「共同労働」の物質的組織力および精神的力能の、資本への集中に対応して、「個々の労働者の無力性への萎縮」が発展しているのである。

第三に、このように発展した資本の生産過程では、技術的にも労働は「個々独立の労働としては否定されて」おり、「共同労働」「結合労働」としてのみ機能しうるものになっているのであるが、この「共同労働」「結合労働」は、労働者自身のものとして行われるのでなく、資本により目的を与えられ、資本によって結合・組織され、資本の活動として展開されている。だから、そこでは、「個々独立の労働者の否定された個別的労働」＝「実際上の指定された共同労働あるいは結合労働」は、資本によって組織され、資本によって「代表」されている。そのため、その「共同労働」「結合労働」の成果も個々独立の労働者の「否定された個別的所有」としての共同労働者、結合労働者の共同的所有となるのではなく、資本が、この個々独立の労働者の「否定された個別的所有」＝実際上の指定された共同的所有（取得）を資本の私的所有（取得）として「代表する」のである。これが資本制的取得の独自の特徴である。

第一のことが、『要綱』では、機械の登場が「資本に照応した生産様式」を指定するといわれていることであり、『資本論』では、機械制大工業によって「独自に資本制的生産様式」が完成されるといわれていることであることは、言うまでもない。

また、第二のことが、『要綱』では、それを物質的条件とする資本のもとへの労働の「積極的包摶」、『資本論』では、「資本のもとへの労働の実質的包摶」の完成といわれるものであることも言うまでもない。

第三のことは、まさに、この第一、第二によって明らかになった発展した資本の生産過程における「資本と賃労働とのあり方」を、「取得過程」として把えかえしたものに他ならない。

(2)さて、その重要な内容としては、以上のように要約出来る資本制的取得の特徴づけに関するこのアプローチ・規定の意義は、どこにあるか。

資本制段階を独自的に特徴づける資本の生産過程から資本制的段階を独自的に特徴づける取得＝資本制的取得の特徴をつかみ出す、という観点からそれを見てみれば、その意義は次のように把えられるであろう。

① 先ず第一に、それは、資本制段階を独自的に特徴づける使用価値の生産様式を内包した資本制的取得様式の特徴づけを与えるものだということである。

資本制生産は、剩余価値の生産＝取得を規定的目的とするところに、その独自的特徴があることは、いうまでもない。しかし、剩余価値の生産＝取得は、商品の価値がその素材的担い手である商品体＝使用価値をはなれて宙に浮いて存在しないように、使用価値の生産＝自然の加工＝「人間の欲望を満足させるための、自然的なものの取得」（同全集、23a、241ページ）をはなれて存在しない。使用価値の生産を手段としてのみ剩余価値の生産という目的は達成されうるのである。

しかるに、「取得法則転回」論が必要とした前提としての＜絶対的剩余価値の生産＞の次元というのは、剩余価値生産＝取得の手段として、この使用価値の生産過程＝労働過程について、資本制段階を独自的に特徴づけるその様式（＝独自に資本制的な生産様式）の捨象された次元、つまり、「資本家がまだいなかった時代に生じた形のまま」（同全集、23a、243ページ）を前提するだけの次元であった。だから、ここでは、資本制生産についての特徴づけも、剩余価値生産であるという一般的特徴づけ以上に出ないのであって、それに照応して、資本制的取得の特徴づけも、不払い労働の成果＝剩余価値の取得という特徴づけ以上に出なかつた。「取得法則転回」論のいう＜不払い労働の取得にもとづく不払い労働の取得＞という特徴づけは、これのくり返しによって導き出されうるものであった。

これに対し、今その中味の重要な点を整理したところの、発展した資本の生産過程における「資本と賃労働のあり方」を「取得過程」として把えるという角度からの特徴づけにおいては、資本制生産の独自的特徴づけについても、使用価値の生産様式それ自体が、資本自らが創出した資本制時代の独自の創造物と

しての独自に資本制的な生産様式、つまり、機械制大工業において完成される「社会的労働過程」としての労働過程のあり方＝協業と分業にもとづく「共同労働」「結合労働」という様式、となっているということを積極的に内包し、それを不可欠の内容とした剩余価値生産として特徴づけられるようになっているのである。だから、ここでは、資本制的取得の特徴についても、単なる不払い労働の成果＝剩余価値の取得、そのくり返しとしての＜不払い労働にもとづく不払い労働の取得＞という点においてだけではなく、その不払い労働——支払い労働も含めて——が、資本制段階を以前の歴史的段階と区別する「社会的労働過程」あるいは、「共同労働」「結合労働」としての独自に資本制的な様式によって行われていることを不可欠の内容とし、この「共同労働」「結合労働」にもとづく労働の成果の私的取得として特徴づけられるようになっているのである。

つまり、それは、資本制段階を独自に特徴づける使用価値の生産様式を内蔵した資本制的取得様式の特徴づけだということである。

② このことは、第二に、この資本制的取得の特徴づけが、「単純流通の取得法則に対比してのそれ」というより、小経営生産様式における取得様式に対比しての、資本制的取得様式の特徴づけであることを示している。『要綱』においては、未だ、小経営生産様式概念は未確立であるが⁵⁾、しかし、事実上この資本制的取得についての特徴づけは、小経営生産様式のそれに対比しての資本制的生産様式のそれになっているということである。

ここに小経営生産様式というのは、『資本論』における次の叙述の中に凝縮的に表現されているものを指している。それは、

「労働者が自分の生産手段を私有しているということは小経営の基礎であり、小経営は、社会的生産と労働者自身の自由な個性との発展のために必要な一つの条件である。たしかに、この生産様式は、奴隸制や農奴制やその他の隸

5) マルクスにおける小経営生産様式概念の確立については、さしあたって中村哲『奴隸制・農奴制の研究』青木書店、1977年刊、41～53ページ参照。

属的関係の内部でも存在する。しかし、それが繁榮し、全精力を發揮し、十分な典型的形態を獲得するのは、ただ、労働者が自分の取り扱う労働条件の自由な私有者である場合、すなわち農民は自分が耕す畠の、手工業者は彼が老練な腕で使いこなす用具の、自由な私有者である場合だけである。

この生産様式は、土地やその他の生産手段の分散を前提する。それは、生産手段の集積を排除するとともに、同じ生産過程のなかでの協業や分業、自然にたいする社会的な支配や規制、社会的生産諸力の自由な発展を排除する。それは生産および社会の狭い自然発生的な限界としか調和しない。」(『資本論』第1部7篇24章7節、同全集23b、993—4ページ)という叙述、および、

「小経営という生産様式にあっては、土地の占有は労働者が自分自身の労働の生産物の所有者であるための一つの条件なのであり、また、耕作者は、自由な所有者であろうと隸属民であろうと、つねに自分の生活手段を自分自身で、独立に、孤立した労働者として、自分の家族といっしょに生産しなければならないのである。」(『資本論』第3部6篇47章5節、同全集25b、1033—4ページ)という叙述の中に凝縮的に表現されている生産様式のことであって、それを、①たんなる労働過程概念と考えるか、生産関係的側面を含む概念と考えるか⁶⁾、また、②原始共同体または氏族共同体の最後の段階、あるいはその解体過程にあらわれる農耕共同体⁷⁾以降、前資本制段階を基本的に規定する生産様式と考えるか、そうでないと考えるか⁸⁾、という内容については、ここでは次のこと以

6) この点について、芝原拓自氏が、労働過程概念(同氏『所有と生産様式の歴史理論』青木書店、1972年刊、100ページ)とされるのに対し、中村哲氏は前掲書において生産関係の側面を含んだ概念として主張されている(前掲書、41~53ページ)。林直道氏の場合も小経営生産様式概念が生産関係の側面を含んだものと把える限りにおいて中村氏と同じ(同氏「史的唯物論と『生産様式』の問題」『科学と思想』No.13、74年7月、133—4ページ)である。

7) ここにいう農耕共同体というのは、マルクスが、「ヴェ・イ・ザスーリチへの手紙の回答の下書き」(第三稿、全集19巻、405—7ページ)において明らかにしているところの「社会の原古的あるいは原始的構成の最近の、そして最終の層としての農耕共同体」のことである。

上にくわしくは立ち入らない。

ここで必要な限りのことについていえば、小經營生産様式とは、農耕共同体において「原始的な共同社会の構造とは両立しない個人の飛躍をもたらす」要素として成立している「個別的家族の排他的領域たる<私的な>家屋と屋敷地、分割耕作、および、その果実の私的取得⁸⁾」にその起源をもち、それ以前資本制段階を基本的に規定する、小規模で分散的な、直接的生産過程の様式のことであり、そこでは、個別家族の労働が、自立的な生産の基本単位をなし、この個別的あるいは個人的な労働過程の独立的・自立的遂行に規定されて、土地その他の生産手段の個別的家族による個別的占有が、最低限成立しているような生産様式だということである。

したがって、土地その他の生産手段の個別的占有が、完全な私的所有にまで発展したとき、——それは、封建的土地所有の解消によって、実現されるのであるが——つまり「労働者が自分の取り扱う労働条件の自由な私有者である場合、すなわち農民は、自分が耕す畠の手工業者は彼が老練な腕で使いこなす用具の、自由な私有者である場合」に、この生産様式は、「繁栄し、全精力を發揮し、十分な典型的な形態を獲得することになるのである。

そして、この発展した小經營生産様式における取得様式こそ「自分の労働にもとづく個人的な私的所有」「諸個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有」として特徴づけられるものであった。

ところで、発展した資本の生産過程における「資本と賃労働のあり方」を「取得過程」として把える資本制的取得の特徴づけは、発展した資本の生産過程について、次のことを強調していた。そこでは、労働は、機械という労働手段に規定されて、個別的あるいは個人的な労働としては自立的な機能をはたしえず、「共同労働」「結合労働」としての「一つの総体性」においてのみ自立的機能をはたしうるようになっていること、つまり、「個々独立の労働者の否

8) この点についての論争点については、中村哲、前掲書<補論、前資本制的・所有と小經營生産様式>227～298ページから多くのことを学ばしていただいた。

9) 前掲「ザスーリチへの手紙の下書き」（同407ページ）

定された個別の労働」「実際上の指定された共同労働あるいは結合労働」の強調であった。そして、その「共同労働」「結合労働」の物質的組織力と精神的力能の資本への集中の強調であった。

このことは、まさにこの小経営生産様式の特徴である、個別的・個人的労働の自立性とその不可避的随伴物であるその労働=生産過程における精神的力能の労働者自身による保持・遂行、ということに対しての資本制的生産の特徴を強調したものに他ならない。

ここから必然的に、資本制的取得の特徴づけが、単に自己労働にもとづく私的取得の否定としての他人の労働（不払い労働）にもとづく私的取得という点においてだけでなく、個々独立の労働者の個人的・個別の労働にもとづく個人的な私的取得の否定=「否定された個別の所有」という点において、すなわち「一つの総体性」においてのみ機能しうるようになった「共同労働」「結合労働」にもとづく私的取得の様式なのだという点において把えられることになっているのであるが、これが、まさに、小経営生産様式における取得様式に対しての資本制的取得様式の特徴づけであることについてはこれ以上多言を要しないであろう。ひとことでいえば、<労働者による、自分の個別的な労働にもとづく私的取得（所有）>に対しての<非労働者による、他人の「共同労働」「結合労働」にもとづく私的取得（所有）>という特徴づけである。

『資本論』第一部の、かの<資本制的蓄積の歴史的傾向>節における次の叙述、

「資本制的生産様式から生まれる資本制的取得様式は、したがってまた資本制的私的所有は、自分の労働にもとづく個人的な私的所有の第一の否定である。」「諸個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有の資本制的な私的所有への転化は、もちろん、事実上すでに社会的生産経営にもとづいている資本制的所有の社会的所有への転化に比べれば、比べものにならないほど長くて困難な過程である。」（以上ドイツ語版、マルクス主義・レーニン主義研究所版原文 Kar. 1 Marx Friedrich Engels Werke, Band 23, 1968より訳出）

「資本主義的生産様式に適合する資本主義的奪取（appropriation）であるから

取得のこと——筆者）は、独立した個別的労働の必然的帰結にはかならない私的所有の、第一の否定である。」「個別的労働の目的である細分化された私的所有を、資本主義的所有に転化するためには、もちろん、事実上すでに集団的な生産様式に基づいている資本主義的所有の社会的所有への変態が必要とするであろうよりも多くの時間と苦痛とが、必要であった。」（以上フランス語版、江夏美千穂・上杉聰彦訳『フランス語版資本論』下巻、法政大学出版局、1979年9月刊）

以上の叙述の中の、「自分の労働にもとづく個人的な私的所有」＝「独立した個別的労働の必然的帰結にはかならない私的所有」あるいは「諸個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有」＝「個別的労働の目的である細分化された私的所有」の「否定」としての、「資本制的生産様式から生まれる資本制的取得様式」＝「資本主義的生産様式に適合する資本主義的奪取（＝取得）」、あるいは、「事実上すでに社会的生産經營にもとづいている資本主義的所有」＝「事実上すでに集団的生産様式に基づきおいている資本主義的所有」という規定は、まさにそれである。

『要綱』では、独自に資本制的な生産様式概念および資本のもとへの労働の「形式的包摶」と「実質的包摶」の区別、それと対応にする小經營生産様式概念などの未成熟・未確立、さらにまた資本の直接的生産過程の論理構成の未成熟のために、「取得法則転回」論にくらべて、小經營生産様式の取得様式に対する資本制的取得様式の特徴づけが、必ずしもくっきりとした整理された姿をとっていない。そのため、従来、それへの注意は怠られてきた。前稿と本稿は、『資本論』の地平からそれに光をあててきた。